

医政発 0329 第 36 号
平成 31 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人の認定要件及び特定医療法人の承認要件の見直し等について

平成 31 年度税制改正の大綱（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定及び特定医療法人の承認の要件について、所要の見直しを行うこととなりました。これに伴い、当該要件を定めた医療法施行規則及び厚生労働省告示の改正を行い、その内容については、本年 3 月 29 日付で「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（平成 31 年医政発 0329 第 4 号厚生労働省医政局長通知）において通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、併せて適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

第 1 社会医療法人及び特定医療法人に係る改正について

- 「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号） 別添 1
- 「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号） 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年医政発第 0330053 号） 別添 3
- 「医療法人の国際展開に関する業務について」
（平成 26 年医政発 0319 第 5 号） 別添 4
- 「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号） 別添 5
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」
（平成 2 年健政発第 110 号） 別添 6
- 「医療法人の合併及び分割について」（平成 28 年医政発 0325 第 5 号） 別添 7
- 「いわゆる「出資額限度法人」について」

- (平成 16 年医政発第 0813001 号) 別添 8
- 「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動
計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」
(平成 29 年医政発 0321 第 5 号) 別添 9
- 「医療機関債」発行等のガイドラインについて
(平成 16 年医政発第 1025003 号) 別添 10

第 3 施行期日等

上記の改正通知は本年 4 月 1 日より適用する。ただし、社会医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の平成 31 年 4 月 1 日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度（事業年度）については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意する必要がある。例えば、4 月 1 日より新たな会計年度が開始する社会医療法人が、平成 31 年 4 月 1 日から障害福祉事業を拡大した場合は、社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 8 割を超えることの要件（医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ）について、社会保険診療等に係る収入金額に障害福祉事業に係る収入金額が含まれることになるが、1 月 1 日より新たな会計年度が開始する社会医療法人が、平成 32 年 1 月 1 日より開始する会計年度以前に障害福祉事業を拡大した場合、社会保険診療等に係る収入金額に障害福祉事業に係る収入金額を含めることはできないことに留意されたい。

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)</p> <p>(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の3第1項第1号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ その理事、監事及び評議員(以下「理事等」という。)に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。</p> <p>なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p> <p>また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、<u>法第51条の</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)</p> <p>(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の3第1項第1号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ その理事、監事及び評議員(以下「理事等」という。)に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。</p> <p>なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p> <p>また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、<u>法第51条の</u></p>

4第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑤～⑨ (略)

(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の3第1項第2号関係)

① (略)

② 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)

に係る収入金額(1の分^{べん}俵に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総

2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑤～⑨ (略)

(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の3第1項第2号関係)

① (略)

② 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分^{べん}俵に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係

合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ （略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定し

る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ （略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定し

た額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ (略)

ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

④ (略)

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たつての留意事項

1～5 (略)

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) (略)

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① (略)

② 実施計画 別添8(規則第30条の36の3の別記様式第1の3)

※ 実施計画(変更があつた場合はその変更後のもの)に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間(以下「実施期間」という。)中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第8号までに掲げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第

た額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ (略)

ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

④ (略)

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たつての留意事項

1～5 (略)

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) (略)

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① (略)

② 実施計画 別添8(規則第30条の36の3の別記様式第1の3)

※ 実施計画(変更があつた場合はその変更後のもの)に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間(以下「実施期間」という。)中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令第13条第1号から第8号までに掲げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第55条第1項に規定する資本

55条第1項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③～④ (略)

(3)～(12) (略)

7 その他

(1)～(5) (略)

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ (略)

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ～リ (略)

②～③ (略)

(7) (略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③～④ (略)

(3)～(12) (略)

7 その他

(1)～(5) (略)

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ (略)

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（[昭和40年政令第97号](#)）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ～リ (略)

②～③ (略)

(7) (略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として、実施計画に記載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の見積額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができること。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則 （昭和40年大蔵省令第12号）別表14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則別表14(8)）を記載すること。

②～③ （略）

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として、実施計画に記載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の見積額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができること。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則別表14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則別表14(8)）を記載すること。

②～③ （略）

○社会医療法人の定款例（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）別添3）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
社会医療法人の定款例	備 考	社会医療法人の定款例	備 考
<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章～第5章 （略） 第6章 役員 第28条 （略） 第29条 （略） 2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数 の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。 3～6 （略） 第30条～第36条 （略） 第7章～第10章 （略）</p>	<p>・(略)</p>	<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章～第5章 （略） 第6章 役員 第28条 （略） 第29条 （略） 2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数 の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。 3～6 （略） 第30条～第36条 （略） 第7章～第10章 （略）</p>	<p>・(略)</p>

○社会医療法人の寄附行為例（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）別添4）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
社会医療法人の寄附行為例	備 考	社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第5章 （略）</p> <p>第6章 役員</p> <p>第27条 本財団に、次の役員を置く。 （1）～（2） （略）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数分の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて<u>含まれてはならない</u>。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>第29条～第35条 （略）</p> <p>第7章～第10章 （略）</p>	<p>・（略）</p> <p>・（略）</p>	<p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第5章 （略）</p> <p>第6章 役員</p> <p>第27条 本財団に、次の役員<u>及び評議員</u>を置く。 （1）～（2） （略）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数分の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて<u>含まれてはならない</u>。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>第29条～第35条 （略）</p> <p>第7章～第10章 （略）</p>	<p>・（略）</p> <p>・（略）</p>

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 1 - 3（精神科救急医療）」の一部改正
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>添付書類 1 - 3（精神科救急医療）</p> <p>医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____ 印</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">病 院 名</td><td></td></tr> <tr><td>病院の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>管轄保健所名</td><td></td></tr> </table> <p>[時間外等診療件数]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">初診料 (A)</th> <th style="width: 10%;">再診料 (B)</th> <th style="width: 15%;">内 電話等による 再診料 (C)</th> <th style="width: 10%;">合 計 (A+B-C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間外加算の算定 件数</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">① 件</td> </tr> <tr> <td>休日加算の算定件 数</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">② 件</td> </tr> <tr> <td>深夜加算の算定件 数</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">③ 件</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名		病院の所在地		管轄保健所名		区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)	時間外加算の算定 件数	件	件	件	① 件	休日加算の算定件 数	件	件	件	② 件	深夜加算の算定件 数	件	件	件	③ 件	<p>添付書類 1 - 3（精神科救急医療）</p> <p>医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____ 印</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">病 院 名</td><td></td></tr> <tr><td>病院の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>管轄保健所名</td><td></td></tr> </table> <p>[時間外等診療件数]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">初診料 (A)</th> <th style="width: 10%;">再診料 (B)</th> <th style="width: 15%;">内 電話等による 再診料 (C)</th> <th style="width: 10%;">合 計 (A+B-C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間外加算の算定 件数</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">① 件</td> </tr> <tr> <td>休日加算の算定件 数</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">② 件</td> </tr> <tr> <td>深夜加算の算定件 数</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">③ 件</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名		病院の所在地		管轄保健所名		区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)	時間外加算の算定 件数	件	件	件	① 件	休日加算の算定件 数	件	件	件	② 件	深夜加算の算定件 数	件	件	件	③ 件
病 院 名																																																					
病院の所在地																																																					
管轄保健所名																																																					
区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)																																																	
時間外加算の算定 件数	件	件	件	① 件																																																	
休日加算の算定件 数	件	件	件	② 件																																																	
深夜加算の算定件 数	件	件	件	③ 件																																																	
病 院 名																																																					
病院の所在地																																																					
管轄保健所名																																																					
区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)																																																	
時間外加算の算定 件数	件	件	件	① 件																																																	
休日加算の算定件 数	件	件	件	② 件																																																	
深夜加算の算定件 数	件	件	件	③ 件																																																	

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		⑤	件
時間外等診療件数 (①+②+③+④+⑤)					⑥ 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。
- 「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料 (A) の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料 (B) の欄へ計上すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類 (救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) [第3条の7](#)の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		⑤	件
時間外等診療件数 (①+②+③+④+⑤)					⑥ 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。
- 「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料 (A) の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料 (B) の欄へ計上すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類 (救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) [第3条の4](#)の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療圏名	人	口
	⑦	(統計表名) 人
人口1万人対時間外等診療件数 (⑥/⑦×10,000)		人

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外 等入院患者数	件	件		件

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療圏名	人	口
	⑦	(統計表名) 人
人口1万人対時間外等診療件数 (⑥/⑦×10,000)		人

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外 等入院患者数	件	件		件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外 等入院患者数	件	件		件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外 等入院患者数	件	件		件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(合計)

区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(合計)

区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）の「添付書類7」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">添付書類7</div> <p>公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____ 印</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th> <th style="width: 25%;">業務に係る費用の額（A）</th> <th style="width: 25%;">全費用の額（B）</th> <th style="width: 25%;">割 合 A/B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意事項)</p>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A/B		円	円	%				%				%	合 計	①	②	%	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">添付書類7</div> <p>公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____ 印</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th> <th style="width: 25%;">業務に係る費用の額（A）</th> <th style="width: 25%;">全費用の額（B）</th> <th style="width: 25%;">割 合 A/B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意事項)</p>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A/B		円	円	%				%				%	合 計	①	②	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A/B																																						
	円	円	%																																						
			%																																						
			%																																						
合 計	①	②	%																																						
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A/B																																						
	円	円	%																																						
			%																																						
			%																																						
合 計	①	②	%																																						

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				

	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			③	⑪
	労災保険診療			④	⑫
	健康診査			⑤	⑬
	予防接種			⑥	⑭
	助産			⑦	⑮
	介護事業			⑧	⑯
	障害福祉事業			⑨	⑰
	その他			⑩	
	計				100.0 %

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及

	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			③	⑩
	労災保険診療			④	⑪
	健康診査			⑤	⑫
	予防接種			⑥	⑬
	助産			⑦	⑭
	介護事業			⑧	⑮
	その他			⑨	
	計				100.0 %

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑨の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及

び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	<u>⑮</u> 円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑮と一致すること。

び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	<u>⑯</u> 円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑯と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑱ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑱と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 件	㉑ 円
分娩件数（㉑）×50万円		㉒ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑲ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑲と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑱ 件	⑲ 円
分娩件数（⑱）×50万円		⑳ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が⑲又は⑳金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉓ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑧が㉓と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>		<u>児童福祉法</u>	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉑ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑧が㉑と一致すること。

（新設）

訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等 給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給 付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収 入合計	⑭ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑨が⑭と一致すること

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

8 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、 介護老人保健施 設及び介護医療 院等名	医療診 療により 収入する 金額（A）	患者のために直接必要な経費の額			割 合 A/B
		医師、看護 師等の給与	医療の提供に 要する費用（投 薬費を含む）	合計 （B）	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	㉔			㉕	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

9 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、 介護老人保健施 設及び介護医療 院等名	医療診 療により 収入する 金額（A）	患者のために直接必要な経費の額			割 合 A/B
		医師、看護 師等の給与	医療の提供に 要する費用（投 薬費を含む）	合計 （B）	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	㉒			㉓	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉓が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

○「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 経理に関する基準</p> <p><u>租税特別措置法施行規則第22条の15第1項</u>で定めるところにより<u>法人税法施行規則第53条から第59条までの規定に準じて</u>帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。</p> <p>(6) 法令違反</p> <p>その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。</p> <p>また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。</p>	<p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 経理に関する基準</p> <p><u>財務省令</u>で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。</p> <p>(6) 法令違反</p> <p>その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。</p> <p>また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。</p>

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a～j （略）

ロ～ニ （略）

(ii) （略）

2 手続等

(1)～(6) （略）

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

①～② （略）

③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合

④～⑤ （略）

(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を

a～j （略）

ロ～ニ （略）

(ii) （略）

2 手続等

(1)～(6) （略）

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

①～② （略）

③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であつて、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。

④～⑤ （略）

(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を

受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15 第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例 (19%) は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

第2～第3 （略）

（別添1）特定医療法人の関係法令

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第67条の2 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第66条第1項又は第2項の規定にかかわらず、100分の19の税率により、法

受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15 第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による 22% の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

第2～第3 （略）

（別添1）特定医療法人の関係法令

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第67条の2 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第66条第1項又は第2項の規定にかかわらず、100の19の税率により、法人

人税を課する。

2～5 (略)

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抄）

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この号及び次号において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（同号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

五 その経理に関し次に掲げる基準に適合していること。

イ 財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ロ (略)

六 (略)

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の名称、納税地及び法人番号

二～五 (略)

3～4 (略)

税を課する。

2～5 (略)

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抄）

（法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等）

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

五 その経理に関し次に掲げる基準に適合していること。

イ 財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ロ (略)

六 (略)

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び納税地

二～五 (略)

3～4 (略)

5 法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該各事業年度に係る第1項第1号に規定する証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該終了の日において同条第1項に規定する社会医療法人に該当する場合は、この限りでない。

6 (略)

7 厚生労働大臣は、第1項第1号の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

○租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抄）

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第22条の15 施行令第39条の25第1項第5号イの取引の記録及び帳簿書類の保存は、法人税法施行規則第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

2 施行令第39条の25第6項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする医療法人の名称、納税地及び法人番号

二～五 (略)

3～5 (略)

○租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当するこ

5 法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人は、各事業年度終了の日の翌日から三月以内に、当該各事業年度に係る第1項第1号に規定する証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該終了の日において同条第1項に規定する社会医療法人に該当する場合は、この限りでない。

6 (略)

(新設)

○租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抄）

（法人税率の特例の適用の取りやめの届出書の記載事項等）

第22条の15 施行令第39条の25第6項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする医療法人の名称及び納税地

二～五 (略)

2～4 (略)

○租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当するこ

ととする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分^ニ俵に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療

ととする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分^ニ俵に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ～ハ （略）

ニ 役職員1人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。

二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち1以上のものが、病院を開設する医療法人にあっては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあっては(3)に該当すること。

(1)～(3) （略）

ロ （略）

(別添2)～(別添3) （略）

ロ～ハ （略）

ニ 役職員2人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。

二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち2以上のものが、病院を開設する医療法人にあっては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあっては(3)に該当すること。

(1)～(3) （略）

ロ （略）

(別添2)～(別添3) （略）

○「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 ～ 第 2 (略)</p> <p>(別 表)</p> <p style="text-align: center;">医療法人の附帯業務について</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第 4 2 条各号）</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。</p> <p><u>医療法第 4 2 条</u></p> <p><u>第 1 号</u> ～ <u>第 5 号</u> (略)</p> <p><u>第 6 号</u> 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次の I、II に記載される業務であること。 <p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業</p>	<p>第 1 ～ 第 2 (略)</p> <p>(別 表)</p> <p style="text-align: center;">医療法人の附帯業務について</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第 4 2 条各号）</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。</p> <p><u>医療法第 4 2 条</u></p> <p><u>第 1 号</u> ～ <u>第 5 号</u> (略)</p> <p><u>第 6 号</u> 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次の I、II に記載される業務であること。 <p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業</p>

務であること。

①～⑳ (略)

㉔ 産後ケア事業 (市町村の委託を受けて実施するもの)

Ⅱ. 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。

① 海外における医療施設の運営に関する業務

※ 当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とすること。その際、出資の価額は、繰越利益積立金の額の範囲内とする。

※ 具体的な運用に当たっては、「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年医政発0319第5号厚生労働省医政局長通知)を参照すること。

第7号 ～ 第8号 (略)

留意事項 (略)

務であること。

①～⑳ (略)

(新設)

Ⅱ. 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。

① 海外における医療施設の運営に関する業務

※ 当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とすること。その際、出資の価額は、繰越利益積立金の額の範囲内とする。

※ 具体的な運用に当たっては、「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年医政発0319第5号厚生労働省医政局長通知)を参照すること。

第7号 ～ 第8号 (略)

留意事項 (略)

○「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日医政発第0330053号）の「別添」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後							
(別添)							
○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け							
<small>・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象 ・「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。</small>							
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考	
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は低廉な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。	
	児童福祉法	生計困難者に対する助葬			●	告示	
		乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		児童心理治療施設			●	告示	
	老人福祉法	児童自立支援施設			●	告示	
		養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
		障害者支援施設			●	告示	
		売春防止法	婦人保護施設		●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
	第二種社会福祉事業	生活困窮者自立支援法	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業
生計困難者に対する金銭等供与				○	告示		
児童福祉法		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
		認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
		障害児通所支援事業			○	告示	
		障害児相談支援事業			○	告示	
		児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	

改正前							
(別添)							
○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け							
<small>・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象 ・「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。</small>							
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考	
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は低廉な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。	
	児童福祉法	生計困難者に対する助葬			●	告示	
		乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		児童心理治療施設			●	告示	
	老人福祉法	児童自立支援施設			●	告示	
		養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
		障害者支援施設			●	告示	
		売春防止法	婦人保護施設		●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
	第二種社会福祉事業	生活困窮者自立支援法	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業
生計困難者に対する金銭等供与				○	告示		
児童福祉法		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
		認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
		障害児通所支援事業			○	告示	
		障害児相談支援事業			○	告示	
		児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	

改正後						
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
第二種社会福祉事業	児童福祉法	乳児家庭全戸訪問事業		○	告示	
		養育支援訪問事業		○	告示	
		地域子育て支援拠点事業		○	告示	
		一時預かり事業		○	告示	
		小規模住居型児童養育事業		○	告示	
		小規模保育事業		○	告示	
		病児保育事業		○	告示	
		子育て援助活動支援事業		○	告示	
		助産施設		○	告示	
		保育所		○	告示	
		児童厚生施設		○	告示	
		児童家庭支援センター		○	告示	
		児童の福祉増進相談事業		○	告示	
	民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律	養子縁組あつせん事業		○	告示	
	教育学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を営営する事業		○	告示	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業		○	告示	
		父子家庭日常生活支援事業		○	告示	
		寡婦日常生活支援事業		○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子・父子福祉施設		○	告示	
老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	<p>※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。</p> <p>※4. 事業所としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。</p> <p>例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。）</p>
		地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護			
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）			
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	<p>※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可日が後れることにより得ないこと。</p>
		地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護			
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護			

改正前						
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
第二種社会福祉事業	児童福祉法	乳児家庭全戸訪問事業		○	告示	
		養育支援訪問事業		○	告示	
		地域子育て支援拠点事業		○	告示	
		一時預かり事業		○	告示	
		小規模住居型児童養育事業		○	告示	
		小規模保育事業		○	告示	
		病児保育事業		○	告示	
		子育て援助活動支援事業		○	告示	
		助産施設		○	告示	
		保育所		○	告示	
		児童厚生施設		○	告示	
		児童家庭支援センター		○	告示	
		児童の福祉増進相談事業		○	告示	
	民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律	養子縁組あつせん事業		○	告示	
	教育学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を営営する事業		○	告示	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業		○	告示	
		父子家庭日常生活支援事業		○	告示	
		寡婦日常生活支援事業		○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子・父子福祉施設		○	告示	
老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	<p>※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。</p> <p>※4. 事業所としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。</p> <p>例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。）</p>
		地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護			
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）			
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	<p>※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に併し、定款等の変更認可日が後れることにより得ないこと。</p>
		地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護			
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護			

改正後							改正前						
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考	社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
老人福祉法	老人福祉法	老人デイサービス事業	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合(別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。) ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定(委託)手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと	老人デイサービス事業	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合(別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。) ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定(委託)手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと
			介護予防・日常生活支援総合事業	第一号通所事業(老人福祉法施行規則第1条の3の2に規定するものに限る。)					介護予防・日常生活支援総合事業	第一号通所事業(老人福祉法施行規則第1条の3の2に規定するものに限る。)			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護					介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護			
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護					地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護					地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護			
		複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)	○	告示		複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)	○	告示	
	老人デイサービスセンター			○	告示	老人デイサービスセンター			○	告示			
	老人短期入所施設			○	告示	老人短期入所施設			○	告示			
	老人福祉センター			○	告示	老人福祉センター			○	告示			
	老人介護支援センター			○	告示	老人介護支援センター			○	告示			
	第二種社会福祉事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業		○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	障害福祉サービス事業		○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
			一般相談支援事業		○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	一般相談支援事業		○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
			特定相談支援事業		○	告示		特定相談支援事業		○	告示		
			移動支援事業		○	告示		移動支援事業		○	告示		
			地域活動支援センター		○	告示		地域活動支援センター		○	告示		
			福祉ホーム		○	告示		福祉ホーム		○	告示		
身体障害者福祉法			身体障害者生活訓練等事業	身体障害者生活訓練等事業		○	告示		身体障害者生活訓練等事業		○	告示	
				手話通訳事業		○	告示		手話通訳事業		○	告示	
				介助犬訓練事業		○	告示		介助犬訓練事業		○	告示	
				聴導犬訓練事業		○	告示		聴導犬訓練事業		○	告示	
	身体障害者福祉センター			○	告示		身体障害者福祉センター		○	告示			
	補装具製作施設			○	告示		補装具製作施設		○	告示			
	盲導犬訓練施設			○	告示		盲導犬訓練施設		○	告示			
	視聴覚障害者情報提供施設			○	告示		視聴覚障害者情報提供施設		○	告示			
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業	知的障害者の更生相談事業		○	告示		知的障害者の更生相談事業		○	告示			
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅賃付		○	告示		生計困難者のための無料・低額簡易住宅賃付		○	告示			

改正後						
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設又は介護医療院		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院
		隣保事業		○	告示	
		福祉サービス利用援助事業		○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)		
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			訪問リハビリテーション(出張所等を除く。)		
			訪問リハビリテーション(出張所等に限る。)	保健	
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健	
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			通所リハビリテーション		
			短期入所療養介護	保健	
			特定施設入居者生活介護(注)		
			福祉用具貸与		
			特定福祉用具販売		
			居宅介護支援事業		
		介護予防サービス事業	介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来
				介護予防訪問リハビリテーション(出張所等を除く。)	
				介護予防訪問リハビリテーション(出張所等に限る。)	保健
				介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健
				介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来
介護予防通所リハビリテーション					

改正前						
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設又は介護医療院		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院
		隣保事業		○	告示	
		福祉サービス利用援助事業		○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)		
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			訪問リハビリテーション(出張所等を除く。)		
			訪問リハビリテーション(出張所等に限る。)	保健	
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健	
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			通所リハビリテーション		
			短期入所療養介護	保健	
			特定施設入居者生活介護(注)		
			福祉用具貸与		
			特定福祉用具販売		
			居宅介護支援事業		
		介護予防サービス事業	介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来
				介護予防訪問リハビリテーション(出張所等を除く。)	
				介護予防訪問リハビリテーション(出張所等に限る。)	保健
				介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健
				介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来
介護予防通所リハビリテーション					

改正後								
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考			
社会福祉法 以外			介護予防サービス事業	介護予防短期入所療養介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上 付帯業務として認められる施設に限る。		
				介護予防特定施設入居者生活介護 (注)				
				介護予防福祉用具貸与				
				特定介護予防福祉用具販売				
				介護予防支援事業	保健			
				地域密着型サービス事業	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上付 帯業務として認められる施設に限る。		
					地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護	地域密着型特定施設入居者生活介護 (注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上付 帯業務として認められる施設に限る。
						介護予防・日常 生活支援総合事 業	保健	※8. 市町村から指定又は委託を受けて行う場 合のみ可(事業の実施に当たり、医療法人 の非営利性に留意するとともに、条例等及 び委託契約書の内容に違反、抵触すること がないこと。 また、指定又は委託を受ける市町村名及 び具体的な事業名称を定款等に記載する必 要があること(例:〇〇市の委託を受けて 行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支 援事業)) ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村 の指定又は委託を受ける前に行うことが必 要であるが、指定又は委託の手続と定款等 の変更手続を並行して行う場合は、手続の 進捗状況に併い、定款等の変更認可日が遅 れることはやむを得ないこと。
					第一号訪問事業			
					第一号通所事業			
					第一号生活支援事業			
					第一号介護予防支援事業			
					一般介護予防事業			
					地域支援事業(注)	総合相談支援事業		
						権利擁護事業		
包括的・継続的ケアマネジメン ト事業								
在宅医療介護連携推進事								
生活支援等体制整備等事								
認知症総合支援事業								
任意事業								
保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い						
施設サービス	介護保健施設サービス	本来						
	介護療養施設サービス							
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事 務名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(〇 〇市)の委託を受けて行う〇〇業務) ※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県に おける法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが 、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、 手続の進捗状況に併い、定款等の変更認可日が遅れるこ とはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定す る指定居宅介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行 う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要 支援認定区分の変更の認定に係る届出は、その指定居宅 介護支援事業者等の業務に付随するものとする。						
指定都道府県事務受託法人の受託事務	保健							

改正前								
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考			
社会福祉法 以外			介護予防サービス事業	介護予防短期入所療養介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附 帯業務として認められる施設に限る。		
				介護予防特定施設入居者生活介護 (注)				
				介護予防福祉用具貸与				
				特定介護予防福祉用具販売				
				介護予防支援事業	保健			
				地域密着型サービス事業	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上付 帯業務として認められる施設に限る。		
					地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護	地域密着型特定施設入居者生活介護 (注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上付 帯業務として認められる施設に限る。
						介護予防・日常 生活支援総合事 業	保健	※8. 市町村から指定又は委託を受けて行う場 合のみ可(事業の実施に当たり、医療法人 の非営利性に留意するとともに、条例等及 び委託契約書の内容に違反、抵触すること がないこと。 また、指定又は委託を受ける市町村名及 び具体的な事業名称を定款等に記載する必 要があること(例:〇〇市の委託を受けて 行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支 援事業)) ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村 の指定又は委託を受ける前に行うことが必 要であるが、指定又は委託の手続と定款等 の変更手続を並行して行う場合は、手続の 進捗状況に併い、定款等の変更認可日が遅 れることはやむを得ないこと。
					第一号訪問事業			
					第一号通所事業			
					第一号生活支援事業			
					第一号介護予防支援事業			
					一般介護予防事業			
					地域支援事業(注)	総合相談支援事業		
						権利擁護事業		
包括的・継続的ケアマネジメン ト事業								
在宅医療介護連携推進事								
生活支援等体制整備等事								
認知症総合支援事業								
任意事業								
保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い						
施設サービス	介護保健施設サービス	本来						
	介護療養施設サービス							
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事 務名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(〇 〇市)の委託を受けて行う〇〇業務) ※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県に おける法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが 、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、 手続の進捗状況に併い、定款等の変更認可日が遅れるこ とはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定す る指定居宅介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行 う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要 支援認定区分の変更の認定に係る届出は、その指定居宅 介護支援事業者等の業務に付随するものとする。						
指定都道府県事務受託法人の受託事務	保健							

○「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年3月19日医政発0319第5号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 出資の価額 本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第95号）を適用した会計処理がされること。</p> <p>ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について「医療法人会計基準について」（平成26年3月19日医政発0319第7号）により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではないこと。</p> <p>また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。<u>出資後は、監督庁に対して、別添2の様式と出資先と出資額を証明する資料を届け出ること。</u></p> <p>第3 事業報告 海外で行う医療の適正性を担保する観点から、国際展開に関する業務を行う医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、<u>別添3</u>の様式による事業報告書を<u>監督庁</u>に提出すること。<u>なお、監督庁は、受領した事業報告書の写しを厚生労働省に提出すること。</u>また、<u>医</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 出資の価額 本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第95号）を適用した会計処理がされること。</p> <p>ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について「医療法人会計基準について」（平成26年3月19日医政発0319第7号）により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではないこと。</p> <p>また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。</p> <p>第3 事業報告 海外で行う医療の適正性を担保する観点から、国際展開に関する業務を行う医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、<u>別添2</u>の様式による事業報告書を<u>厚生労働省</u>に提出すること。また、厚生労働省の求めに応じて、適宜、必要な報告を行うこと。</p>

療法人は、監督庁及び厚生労働省の求めに応じて、適宜、必要な報告を行うこと。

第4 (略)

[別添 1]

国際展開に関する業務における出資に関する届出 (事前)

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行う国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。 問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

第4 (略)

[別添 1]

国際展開に関する業務における出資に関する届出

(新設)

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行う国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。 問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

	<p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などを行いますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>		<p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などを行いますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
今回の出資の価額		今回の出資の価額	
他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額		他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額	
繰越利益積立金の額		繰越利益積立金の額	
※ 適宜、財務諸表や事業内容がわかる資料などを添付してください。		※ 適宜、財務諸表や事業内容がわかる資料などを添付してください。	

〔別 添 2〕

(新設)

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事後）

年 月 日

<u>医療法人の名称</u>	
<u>医療法人の住所</u>	
<u>事業を行う国の名称</u>	
<u>事業の具体的内容</u>	
<u>確認事項</u>	<p><u>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</u></p> <p><u>問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</u></p> <p><u>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</u></p> <p><u>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</u></p>

	<p><u>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><u>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
<p><u>今回の出資の価額</u></p>		
<p><u>他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額</u></p>		
<p><u>繰越利益積立金の額</u></p>		
<p><u>※ 出資先と出資額を証明する資料（振込証書等）を添付してください。</u></p>		

〔別添 3〕

国際展開に関する業務に係る事業報告書

年 月 日

〔別添 2〕

国際展開に関する業務に係る事業報告書

(新設)

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行っている国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 日本や現地の法令等に従って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ (現地の行政などから指導をされた場合を含む)</p> <p>問2 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ (現地の行政などから指導をされた場合を含む)</p>

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行っている国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 日本や現地の法令等に従って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ (現地の行政などから指導をされた場合を含む)</p> <p>問2 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ (現地の行政などから指導をされた場合を含む)</p>

	<p>問3 今事業年度における事業の運営状況はどうですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 黒字である <input type="checkbox"/> わずかに黒字である</p> <p><input type="checkbox"/> わずかに赤字である <input type="checkbox"/> 赤字である</p> <p>問4 医療法人の本来業務の運営に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行っていないですか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 今後の事業の方向性はどのような予定ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 拡大する予定 <input type="checkbox"/> 現状維持する予定</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小する予定 <input type="checkbox"/> 撤退する予定</p>		<p>問3 今事業年度における事業の運営状況はどうですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 黒字である <input type="checkbox"/> わずかに黒字である</p> <p><input type="checkbox"/> わずかに赤字である <input type="checkbox"/> 赤字である</p> <p>問4 医療法人の本来業務の運営に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行っていないですか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 今後の事業の方向性はどのような予定ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 拡大する予定 <input type="checkbox"/> 現状維持する予定</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小する予定 <input type="checkbox"/> 撤退する予定</p>
<p>平成○年度における事業の概況について (現地法人の財務状況についても記載すること)</p>		<p>平成○年度における事業の概況について (現地法人の財務状況についても記載すること)</p>	
<p>今後の事業の計画について</p>		<p>今後の事業の計画について</p>	
<p>※ 適宜、事業報告書、現地法人の財務状況がわかる資料などを添付してください。</p>		<p>※ 適宜、事業報告書、現地法人の財務状況がわかる資料などを添付してください。</p>	